



生活・環境

悪質な貸金業者にご注意ください

悪質な貸金業者と利用者とのトラブル苦情相談は、近年減少傾向にあるものの、内容は複雑かつ多様です。

容易に借りられるなどの広告を出したり、ダイレクトメールを送る業者の中には、違法なヤミ金業者（財務局長または都道府県知事の登録を受けずに貸金業を行っている業者）も多いことから、不安がある場合は、お問合せ・ご相談ください。

道では、専門の相談員による電話相談を受け付けています。

【貸金業苦情相談専用フリーダイヤル】

☎ 0120・1・78372

☎ 月・金曜日（週2回）※祝祭日・12

月29日・1月3日を除く

10時～16時 ※12時～13時を除く

問 北海道環境生活部消費者安全課 ☎ 011（231）4111（内線24・527）

運転免許更新時講習

☎ 10月17日（木）▽優良13時15分～14時15分

※受付は30分前から行います。

所 える夢館2階視聴覚室

問 公安委員会から送付された切替通知

10月のほっとサロン

各サロン利用料 100 円 ※昼食提供やイベント時は増額の場合もあります。

ほっとサロン茂岩

☎ 10月9日（水）・23日（水）

所 ふれ愛プラザ 13:00～16:00

ほっとサロン豊頃

☎ 10月25日（金） 保健師さんの健康相談

所 豊頃コミセン 9:30～15:00

ほっとサロン大津

10月はお休みです。

問 社会福祉協議会

☎ (574) 3143

広報とよころ

社協だより

▽生活・環境
役場だより

書により、池田警察署で切替手続きを終了された方

詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」（13時15分）、「違反」（14時15分）のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次の講習予定は12月5日（木）です。

会 場	日 時
池田会場 (西部地域コミセン) 池田町字利別東町12-11 ☎ (579) 2138	10月8日（火） 11月12日（火） 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50 (10月のみ)
浦幌会場 (中央公民館) 浦幌町字桜町15番地5 ☎ (576) 3095	11月1日（金） 違反 14:30 優良 13:30

注）十勝池田警察署管内

■参考～町外実施会場

**10月15日（火）～31日（木）
秋の全道火災予防運動を実施します**

【統一標語】

『消すまでは 心の警報 ONのまま』

これからの時期は、朝晩の冷え込みが日ごとに増し、ストーブなど暖房器具を使用する機会が多くなり、住宅火災などが多く発生してきます。

火災によって失われるものは、家や家財ばかりでなく、時には尊い命までも失ってしまいます。悲惨な火災を未

くらしのよろず無料相談会

遺産分与、相続、ローン返済、土地の境界問題、離婚等、各分野の専門家が一堂に集まり、「一日無料相談会」を開催します。

個人情報・秘密は守られます。

気軽にご利用ください。

☎ 11月9日（土）10時～16時（受付締切15時）※予約不要（お一人様30分程度・個別面談）

所 とちプラザ1階大集会室（帯広市西4条南13丁目）

相談員▽弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー
問 ぐらしのよろず相談会実行委員会
帯広商工会議所（担当：清水） ☎ 0115（25）7121

消費者生活相談

身に覚えのない架空請求や悪質な訪問販売、振り込め詐欺などの相談にご利用ください。

「だまされた！」「なんかおかしいぞ？」と気づいた時、ためらわずにご相談ください。

☎ 10月25日（金）11時～15時30分

所 役場1階会議室

相談員▽上村正子氏

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

然に防ぐため、消防署では秋の全道火災予防運動を行います。

家族や職場では火災の発生を想定し、通報・避難・消火方法等について話し合っておきましょう。

【重点目標】

（1）暖房器具の取付け時および使用時には点検整備を行います。
（2）暖房器具などを使用したときは、最後まで責任を持って取扱いましょう。
（3）家の周りには、燃えやすいものを置かないようにしましょう。

【期間中サイレンを吹鳴します】

火災予防運動期間中、防火意識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。

問 豊頃消防署 ☎ (574) 2310

**10月21日（月）～27日（日）は
秋の行政相談週間**

役所の仕事について納得できないこと、ご意見・ご要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。

相談委員▽石邑良雄氏（豊頃旭町154 ☎ (574) 2356）

【巡回相談所】

☎ 10月10日（木）10時～11時30分

所 大津地域コミュニティセンター

【定例相談所】

☎ 10月10日（木）13時30分～16時

所 役場1階会議室

備考▽釧路行政評価分室でも、相談を受け付けています。『行政苦情110番』 ☎

畜犬取締り・野犬掃とうの実施

「豊頃町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、次のとおり野犬掃とうを実施します。

期間▽平成25年10月1日（火）～平成26年3月31日（月）

区域▽町内全域

方法▽捕獲・薬殺・麻酔銃

【飼い主の皆様へ】

※期間中、つながれていない畜犬はすべて野犬とみなされ処分の対象となりますので、2m以内の鎖でつなぐか、檻で飼うようお願いいたします。

※散歩時のフンは飼い主が責任をもって処理してください。

※犬を新たに飼ったとき、死亡したときは必ず届け出てください。

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

くりりんセンター休館日のお知らせ

10月14日（月）の『体育の日』は、くりりんセンターへのごみの持込みはできません。

※家庭ごみの搬入は、引越越し、大掃除などで大量のごみが出た場合のみ受け入れ可能です。

問 くりりんセンター（帯広市西24条北4丁目） ☎ 01155（37）3550

※町の収集は通常どおり行います。

0570・090110

豊頃町で開催！ 全道一斉すずらん無料法律相談

弁護士が、町民の皆さんから無料で法律相談をお受けします。

☎ 10月23日（水）13時～17時

※事前予約が必要です（先着8名）

所 役場1階会議室

相談内容▽金銭貸借、売掛金の回収、事故、離婚、相続など、法律相談全般。
※相談者は、相談内容に関する資料（契約書、登記簿の写し等）を持参ください。
☎ 10月9日（水）から、役場住民課生活環境係 (574) 2213で予約を受け付けます。

人権相談

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が持っている権利ですが、現実には人権をめぐる様々な問題（DV、いじめ、差別、離婚、隣近所のもめごとなど）が起きており、これらを解決するため、人権擁護委員が皆さんの相談に応じます。

相談内容の秘密は守られますので、お困りのことがありましたら、一人で悩まずにご相談ください。

☎ 10月10日（木）13時30分～16時

所 役場1階会議室

相談員▽内山 寛氏▽鳥宮慶法氏▽河原葉子氏

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

税金

『新築家屋増改築家屋・滅失家屋・所有者移転家屋』を調査します

新築家屋等の調査を次のとおり実施します。ので、該当される方は、「所有者名、家屋の種類、新築・増築・改築の別、床面積、構造ならびに完成年月日または完成予定年月日」を、新築家屋等調査書に記入してください。

なお、調査書は行政区内で回覧され、各区長が10月15日（火）までに取りまとめることになっていきますので、お早めに提出してください。

【新築・増改築家屋】

平成25年1月2日から現在までに新築または増改築をした建物および現在建築中または建築予定で、平成26年1月1日までに完成見込みの建物。

【家屋の種類】

住宅、店舗、事務所、車庫、物置、畜舎、倉庫等すべての建物。

【滅失家屋および所有者が移転した家屋】
取り壊しにより滅失した家屋および売買等により所有者が移転した場合も調査書に記入願います。

【その他】

該当家屋の評価に係る実地調査日程については、後日個別連絡します。

問 役場住民課資産税係 ☎ (574) 2213

【見方②】

☎=電話 FAX=ファックス ☒=Eメール HP=ホームページ

【見方①】

☐=日時 所=会場 対=対象 定=定員 ☒=費用 申=申込み 問=問合せ

役場だより
Oct・2013

31

30

役場だより
Oct・2013